

政令第百十三号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「四万千二百二十円」を「四万千三百二十円」に、「五万千四百円」を「五万千六百五十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に、「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十年度	〇・〇五三
平成二十一年度	〇・〇四一
平成二十二年度	〇・〇二八
平成二十三年度	〇・〇一九
平成二十四年度	〇・〇二二
平成二十五年度	〇・〇〇六
平成二十六年度	〇・〇〇二
平成二十七年度	〇・〇〇一

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項の表中「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五六、三〇〇円」に、「八四、一〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「一一二、一〇〇円」を「一一二、七〇〇円」に、「一四〇、二〇〇円」を「一四〇、九〇〇円」に、「一六八、二〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に、「一九六、四〇〇円」を「一九七、四〇〇円」に、「二二四、五〇〇円」を「二二五、六〇〇円」に、「二五二、四〇〇円」を「二五三、七〇〇円」に、「二八〇、四〇〇円」を「二八一、八〇〇円」に、「三〇八、五〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に、「三三六、六〇〇円」を「三三八、三〇〇円」に、「三六四、五〇〇円」を「三六六、三〇〇円」に、「三九二、五〇〇円」を「三九四、五〇〇円」に、「四二〇、六〇〇円」を「四二二、七〇〇円」に、「四四八、七〇〇円」を「四五〇、九〇〇円」に、「四七六、六〇〇円」を「四七九、〇〇〇円」に、「五〇四、七〇〇円」を「五〇七、二〇〇円」に、「五三二、九〇〇円」を「五三五、六〇〇円」に、「五六〇、九〇〇円」を「五六三、七〇〇円」に、「五八九、〇〇〇円」を「五九一、九〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「六二〇、一〇〇円」に、「六四五、〇〇〇円」を「六四八、二〇〇円」に、「六七二、九〇〇円」を「六七六、三〇〇円」に、「七〇一、〇〇〇円」を「七〇四、五〇〇円」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「八・七八六」を「八・七九六」に、「八・二七六」を「八・二八五」に、「七・七九二」を「七・八〇一」に、「七・三三四」を「七・三四二」に、「六・八九九」を「六・九〇七」に、「六・四八七」を「六・四九五」に、「六・〇九七」を「六・一〇四」に、「五・七二七」を「五・七三四」に、「五・三七六」を「五・三八三」に、「五・〇四四」を「五・〇五〇」に、「四・七二九」を「四・七三五」に、「四・四三〇」を「四・四三六」に、「四・一四七」を「四・一五二」に、「三・八七九」を「三・八八四」に、「三・六二四」を「三・六二九」に、「三・三八三」を「三・三八八」に、「三・一五五」を「三・一五九」に、「二・九三八」を「二・九四二」に、「二・七三三」を「二・七三七」に、「二・五三八」を「二・五四二」に、「二・三五四」を「二・三五七」に、「二・一七九」を「二・一八二」に、「二・〇一三」を「二・〇一六」に、「一・八五六」を「一・八五九」に、「一・七〇七」を「一・七一〇」に、「一・五六六」を「一・五六九」に、「一・四三二」を「一・四三五」に、「一・三〇六」を「一・三〇八」に、「一・一八五」を「一・一八八」に、「一・〇七二」を「一・〇七四」に、「〇・九六三」を「〇・九六五」に、「〇・八六一」を「〇・八六三」に、「〇・七六四」を「〇・七六六」に、「〇・六七二」を「〇・六七四」に、「〇・五八五」を「〇・五八七」に、「〇・五〇二」を「〇・五〇四」に、「〇・四二四」を「〇・四二五」に、「〇・三五〇」を「〇・三五二」に、「〇・二九八」を「〇・二九九」に、「〇・二四八」を「〇・二四九」に、「〇・二〇〇」を「〇・二〇二」に、「〇・一五四」を「〇・一五五」に、「〇・一三七」を「〇・一三八」に、「〇・一一二」を「〇・一一三」に、「〇・〇六八」に、「〇・〇五二」を「〇・〇五三」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇四二」に、「〇・〇二七」を「〇・〇二八」に、「〇・〇一八」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一一」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年年度

〇・〇〇一

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表改定率改定政令別表第一第二号から第二十一号までの項中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

(北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正)

第五条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七号。附則第二条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。)の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七八六」を「八・七九六」に、「八・二七六」を「八・二八五」に、「七・七九二」を「七・八〇一」に、「七・三三四」を「七・三四二」に、「六・八九九」を「六・九〇七」に、「六・四八七」を「六・四九五」に、「六・〇九七」を「六・一〇四」に、「五・七二七」を「五・七三四」に、「五・三七六」を「五・三八三」に、「五・〇四四」を「五・〇五〇」に、「四・七二九」を「四・七三五」に、「四・四三〇」を「四・四三六」に、「四・一四七」を「四・一五二」に、「三・八七九」を「三・八八四」に、「三・六二四」を「三・六二九」に、「三・三八三」を「三・三八八」に、「三・一五五」を「三・一五九」に、「二・九三八」を「二・九四二」に、「二・七三三」を「二・七三七」に、「二・五三八」を「二・五四二」に、「二・三五四」を「二・三五七」に、「二・一七九」を「二・一八二」に、「二・〇一三」を「二・〇一六」に、「一・八五六」を「一・八五九」に、「一・七〇七」

を「一・七一〇」に、「一・五六六」を「一・五六九」に、「一・四三二」を「一・四三五」に、「一・三〇六」を「一・三〇八」に、「一・一八五」を「一・一八八」に、「一・〇七一」を「一・〇七四」に、「〇・九六三」を「〇・九六五」に、「〇・八六一」を「〇・八六三」に、「〇・七六四」を「〇・七六六」に、「〇・六七二」を「〇・六七四」に、「〇・五八五」を「〇・五八七」に、「〇・五〇二」を「〇・五〇四」に、「〇・四二四」を「〇・四二五」に、「〇・三五〇」を「〇・三五二」に、「〇・二九八」を「〇・二九九」に、「〇・二四八」を「〇・二四九」に、「〇・二〇〇」を「〇・二〇二」に、「〇・一五四」を「〇・一五五」に、「〇・一三七」を「〇・一三八」に、「〇・一一二」を「〇・一一三」に、「〇・一〇一」を「〇・一〇二」に、「〇・〇八三」を「〇・〇八四」に、「〇・〇六七」を「〇・〇六八」に、「〇・〇五二」を「〇・〇五三」に、「〇・〇四四」を「〇・〇四五」に、「〇・〇三一」を「〇・〇三二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年年度

〇・〇〇一

別表第二中「四・八六六」を「四・八九五」に、「四・五七一」を「四・五九九」に、「四・二一六」を「四・二四二」に、「三・八四八」を「三・八七二」に、「三・六六六」を「三・六八九」に、「三・三七七」を「三・三九九」に、「三・一六四」を「三・一八五」に、「三・〇〇四」を「三・〇二四」に、「二・八〇三」を「二・八二二」に、「二・六一五」を「二・六三三」に、「二・三五六」を「二・三七三」に、「二・一五七」を「二・一七三」に、「二・〇一〇」を「二・〇二五」に、「一・六九五」を「一・七〇八」に、「一・一八七」を「一・一九八」に、「〇・九五八」を「〇・九六八」に、「〇・七九〇」を「〇・七九九」に、「〇・六五六」を「〇・六六四」に、「〇・五八九」を「〇・五九七」に、「〇・五三二」を「〇・五四〇」に、「〇・四二三」を「〇・四三〇」に、「〇・三五六」を「〇・三六三」に、「〇・三一九」を「〇・三二六」に、「〇・二九五」を「〇・三〇一」に、「〇・二六六」を「〇・二七二」に、「〇・二四一」を「〇・二四七」に、「〇・二三三」を「〇・二四〇」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇八」に、「〇・一六六」を「〇・一七二」に、「〇・一三三」を「〇・一四〇」に、「〇・一一五」を「〇・一二二」に、「〇・一〇九」を「〇・一一六」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇四」に、「〇・〇八九」を「〇・〇九五」に、「〇・〇八三」を「〇・〇八八」に、「〇・〇六三」を「〇・〇六九」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六二」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五九」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年年度

〇・〇四五

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第六条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「平成二十九年年度」を「平成三十年年度」に改め、同条第一項中「平成二十九年年度」を「平成三十年年度」に、「平成二十九年年度従前額改定率」を「平成三十年度従前額改定率」に改め、同条第二項中「平成二十九年年度従前額改定率」を「平成三十年度従前額改定率」に改める。

第七条 国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正

第一条(見出しを含む)中「平成二十九年年度」を「平成三十年年度」に改める。

第二条の見出し中「平成二十九年及び平成三十年」を「平成三十年及び平成三十一年」に改め、同条第一項中「平成二十九年」を「平成三十年」に、「〇・九七六」を「〇・九六七」に改め、同条第二項中「平成三十年」を「平成三十一年」に、「〇・九六七」を「〇・九六五」に改める。

第三条（見出しを含む）中「平成二十九年」を「平成三十年」に改め、同条の表中「四九、四七〇円」を「四九、〇二〇円」に、「九八、九四〇円」を「九八、〇四〇円」に、「一四八、四一〇円」を「一四七、〇六〇円」に、「一九七、八八〇円」を「一九六、〇八〇円」に、「二四七、三五〇円」を「二四五、一〇〇円」に、「二九六、八二〇円」を「二九四、一二〇円」に改める。

第四条（見出しを含む）中「平成二十九年」を「平成三十年」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「平成二十九年」を「平成三十年」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成三十年四月から平成三十一年三月まで  
〇・九一〇

別表第一第一号から第八号までの表中

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで
平成二十九年四月から平成三十年三月まで

を

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで
平成二十九年四月から平成三十年三月まで
平成三十年四月から平成三十一年三月まで

に改め、同表第九号から第二十号までの表中

平成二十
平成二十
平成二十

七年四月から平成二十八年三月まで  
八年四月から平成二十九年三月まで  
九年四月から平成三十年三月まで

〇・九四八  
〇・九四七  
〇・九四七

を

平成二
平成二
平成三

十七年四月から平成二十八年三月まで  
十八年四月から平成二十九年三月まで  
十九年四月から平成三十年三月まで  
十年四月から平成三十一年三月まで

〇・九四九  
〇・九五〇  
〇・九四五  
〇・九四五

に改め、同

表第二十一号中「以後」を「から昭和二十六年四月一日までの間」に改め、同号の表中

七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九四六
八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九四七
九年四月から平成三十年三月まで	〇・九四七

を

平成二
平成二
平成二
平成三

に改め、別

十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九四九
十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九五〇
十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九四五
十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九四五

表第一に次の一号を加える。

二十二 昭和二十六年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七五八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四四〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・二四一
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七七七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八九〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八三三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇二八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二九九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二六一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三八八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八〇六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七九三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三七八

昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八〇七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六三
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二五六
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・二二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二六
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五九

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七九
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八〇
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九八二
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五四
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九四九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九五〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九四五
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九四五
昭和三十三年三月以前	一四・五六七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九〇一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五二一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六〇二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六七八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四八二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五三一
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・七四〇
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三一六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三九六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・三四九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・二六〇
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・八四九
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・六三二
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二五〇
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八六一

別表第二十号中「以後」を「から昭和二十六年四月一日までの間」に改め、同表に次の一号を加える。

二十一 昭和二十六年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九〇
別表第三昭和二十五年四月二日以後に生まれた者の項中「以後」を「から昭和二十六年四月二日までの間」に改め、同表に次のように加える。	
昭和二十六年四月二日以後に生まれた者	一・二九〇
(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正)	
<b>第八条</b> 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十三号。附則第四条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。)の一部を次のように改正する。	
附則別表に次の一号を加える。	
六 平成三十年度	
昭和十五年度	七七二・九九六
昭和十六年度	六五〇・五一二
昭和十七年度	六三五・八六四
昭和十八年度	六〇九・〇二三
昭和十九年度	五六九・一一五
昭和二十年度	五〇一・三〇四
昭和二十一年度	四四二・七三一
昭和二十二年度	四六・七七〇
昭和二十三年度	二〇・三二六
昭和二十四年度	一〇・六七三
昭和二十五年度	七・八四三
昭和二十六年度	七・八四三
昭和二十七年	六・五九七
昭和二十八年	六・二三五
昭和二十九年	五・七九四
昭和三十年度	五・三七九

昭和三十一年度	五・三七九
昭和三十二年	五・三六〇
昭和三十三年	五・一六九
昭和三十四年度	五・一六九
昭和三十五年	五・一〇八
昭和三十六年度	四・八九五
昭和三十七年度	四・五九九
昭和三十八年度	四・二四二
昭和三十九年度	三・八七二
昭和四十年	三・六八九
昭和四十一年	三・三九九
昭和四十二年	三・一八五
昭和四十三年	三・〇二四
昭和四十四年度	二・八二二
昭和四十五年	二・六三三
昭和四十六年度	二・三七三
昭和四十七年度	二・一七三
昭和四十八年度	二・〇二五
昭和四十九年度	一・七〇八
昭和五十年	一・一九八
昭和五十一年	〇・九六八
昭和五十二年	〇・七九九
昭和五十三年	〇・六六四
昭和五十四年度	〇・五九七
昭和五十五年	〇・五四〇
昭和五十六年度	〇・四三〇
昭和五十七年度	〇・三六三
昭和五十八年度	〇・三二六
昭和五十九年度	〇・三〇一



別表第二中「四・八六六」を「四・八九五」に、「四・五七二」を「四・五九九」に、「四・二一六」を「四・二四二」に、「三・八四八」を「三・八七二」に、「三・六六六」を「三・六八九」に、「三・三七七」を「三・三九九」に、「三・一六四」を「三・一八五」に、「三・〇〇四」を「三・〇二四」に、「二・八〇三」を「二・八二二」に、「二・六一五」を「二・六三三」に、「二・三五六」を「二・三七七」に、「二・一五七」を「二・一七三」に、「二・〇一〇」を「二・〇二五」に、「一・六九五」を「一・七〇八」に、「一・一八七」を「一・一九八」に、「〇・九五八」を「〇・九六八」に、「〇・七九〇」を「〇・七九九」に、「〇・六五六」を「〇・六六四」に、「〇・五八九」を「〇・五九七」に、「〇・五三二」を「〇・五四〇」に、「〇・四二三」を「〇・四三〇」に、「〇・三五六」を「〇・三六三」に、「〇・三一九」を「〇・三二六」に、「〇・二九五」を「〇・三〇二」に、「〇・二六六」を「〇・二七二」に、「〇・二四一」を「〇・二四七」に、「〇・二三三」を「〇・二四〇」に、「〇・二三二」を「〇・二三八」に、「〇・二二四」を「〇・二三〇」に、「〇・一九六」を「〇・二〇二」に、「〇・一六〇」を「〇・一六六」に、「〇・一一三」を「〇・一二九」に、「〇・一〇五」を「〇・一一一」に、「〇・〇九一」を「〇・〇九七」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八九」に、「〇・〇八三」を「〇・〇八八」に、「〇・〇六三」を「〇・〇六九」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六二」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五九」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年年度	〇・〇四五
平成二十六年年度	〇・〇三六
平成二十七年年度	〇・〇二二
平成二十八年年度	〇・〇一一

第十條 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一條 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第二條 この政令の施行の日（附則第四条及び第五条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた場合における同法第十一条の第二項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

第三條 平成三十年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、同法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び同法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下この条において「平

成二十四年一元化法という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

第四條 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における同法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律第三条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における同法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

第五條 死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置

第五條 死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
法務大臣 上川 陽子  
厚生労働大臣 加藤 勝信

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十六号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令  
内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十九年年度」を「平成三十年年度」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

総務大臣 野田 聖子  
内閣総理大臣 安倍 晋三